



感染症法に基づく届け出の徹底について

感染制御部

感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）によって医師が診断した場合、保健所（知事）に届け出るべき感染症が定められています。届出を怠ると、法律違反になりますので、十分にご注意をお願いいたします。とは言え、大学病院のように専門に診療を行っている、通常の疾患としてつい忘れてしまうこともありますので、今回は当院においても遭遇する機会の多いいくつかの感染症について注意喚起の意味で記載いたします。

2類感染症(直ちに届出を要する)

2類に含まれる5種類の疾患のうち、結核は当院でも年間に数例を認めます。結核で注意が必要な点は肺結核のみならずすべての臓器の結核が届出対象となっていること、また潜在結核も治療を行う場合には届出の対象となる点です。

活動性の結核は、症状や所見から疑われ、かつ、感染部位に関わらず、臨床検体（喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、気管支肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳脊髄液、組織材料）から結核菌が培養されたり、遺伝子で同定されたりした場合には直ちに届出を行います。これは死体においても同様で、法医や病理解剖によって、それまで診断されていない結核を診断した場合には届出が必要です。

また、クオオンティフェロンやT-SPOTなどの検査にて、治療を要すると診断された「潜在結核」も同様に届出を行う必要があります。

3類感染症(直ちに届出)

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、チフスなどの急性細菌性下痢症の感染症が対象となります。この場合には細菌検査室から主治医および隔離の必要性から感染制御部へ連絡がありますので、連携して届出を出すようにいたします。

4類感染症(直ちに届出)

43種類の感染症が挙げられています。そのうち、A型肝炎、オウム病、レジオネラ症などはときどき診断する機会がある疾患と思われます。消化器内科および呼吸器内科の先生方は忘れずに、診断された場合には届出をよろしく願います。

5類感染症(7日以内に届出)

18疾患が定められています。診断した場合には全例報告として7日以内に報告することが求められています。このうち、当院でもときどき経験する可能性のある感染症として以下の感染症があります。

消化器感染症：アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（B型、C型）

精神科・神経疾患：クロイツフェルト・ヤコブ病
薬剤耐性菌感染症：カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症（保菌ではなく、これらの耐性菌による感染症の発病）

侵襲性感染症：劇症型溶血性レンサ球菌、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症

性感染症：梅毒、後天性免疫不全症候（AIDS）

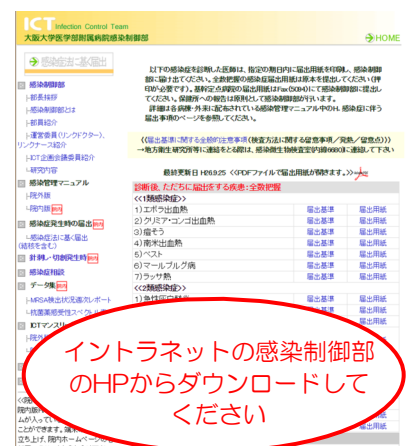
流行性ウイルス感染症：風疹、麻疹

5類感染症－基幹定点機関として届出を要する疾患

・翌週までに報告
インフルエンザ、細菌性髄膜炎、感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る）マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎

・翌月までに報告
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症

各種感染症の届出の基準（診断方法）はそれぞれの感染症で定められていますので、感染制御部のホームページを参考にしてください。また、基幹定点医療機関としての届出以外には、診断した医師の捺印が必要ですので、届出用紙を感染制御部のHPからダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、感染制御部へお届けください。感染制御部から保健所への届出を行います。



イントラネットの感染制御部のHPからダウンロードしてください